平成２１年（フ）第５８９号
横浜市泉区上飯田町2619番地　県営いちょう団地32棟1303号
債務者　小池せつ子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　隆男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９号
熊本県八代市郡築十一番町100番地３
債務者　塚本　敬子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立山　秀彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月15日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第６０９号
大分県別府市南的ヶ浜町３番５号　南的ハイツ１階202号
債務者　柴田　弘之
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　謙介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２８２３号
横浜市旭区本村町83番地８　ベルデュール二俣川302号
債務者　柴田　康行
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　雄太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７３６号
神奈川県大和市上和田1160番地１
債務者　小川　博靖
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午後２時35分
5　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９０１号
名古屋市守山区小幡常燈11番４号　サンパレス小幡303号
債務者　伊藤　利治
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月２日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６６号
京都府京丹後市丹後町中浜479番地
債務者　福原　保恵
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小嶋　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第１１８号
熊本県八代市横手町1637番地５
債務者　矢取喜代子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　リーガル・プロ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１１５号
熊本県水俣市多々良町４番24号
債務者　原田　篤夫
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第５３５号
名古屋市千種区内山１丁目15番４号　都サンライズ301号
債務者　村上　高義
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成瀬　　玲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月９日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５８７号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目７番１―209号
債務者　島田　一仁
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１１５３号
さいたま市浦和区常盤３丁目８番18号　ハイツ小林201号
債務者　高島正博こと　高　　正博
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９６号
埼玉県北埼玉郡北川辺町大字柳生2013番地３
債務者　高野　　淳
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４７号
埼玉県上尾市大字上355番地　しらこばと団地15―505
債務者　戸井田美保（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４５３号
埼玉県八潮市大字大瀬361番地２
債務者　松澤　宏行
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５３２号
埼玉県春日部市上柳109番地２
債務者　渡邉　千恵
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３８０号
埼玉県川越市砂新田２丁目16番地８　コーポセキネ102号室
債務者　松澤　美香
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部